

新型コロナウイルス感染症の爆発的感染拡大防止に向けて

4月7日、政府は、特措法に基づく緊急事態宣言を東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の全国7都府県を対象として発出しました。期間は5月6日までです。

本市では、本日新たに2例が発生し、今月に入り5例の感染が確認されています。新たに発生した2例は、現時点では感染経路が特定できていません。改めて今後の感染拡大防止の備えを強化しなければなりません。

市民の皆様一人ひとりが冷静に、そして一層自覚を強めていただくことで、急激な感染拡大を防ぐことができます。

皆様自身と大切な人を守るためにも、以下の取組の徹底について、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

2020年4月8日
福山市長 枝廣 直幹

市民・企業の皆様へ

- ・「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近での会話や発声をする密接場面」のいわゆる「3つの密」を避ける取組を徹底してください。
- ・当面、緊急事態宣言の対象地域となる7都府県への旅行や出張等の行き来、また、海外渡航はできるだけ控えてください。
- ・やむを得ず、緊急事態宣言の対象地域となる7都府県や海外へ行かれた方は、帰福後14日間、体温測定を含む毎日の健康状態のチェックと生活の維持に必要な場合を除き、外出しないようお願いいたします。
- ・大学の休校等によりやむを得ず帰省される大学生や、授業を受けるために7都府県から戻ってこられた市内の大学生も、同様の行動をお願いいたします。
- ・発熱、咳等の症状がある場合は、「相談窓口」（084-928-1350）にご相談ください。

医療関係者の皆様へ

- ・医療機関への来院や電話による相談があった場合には、最近、緊急事態宣言の対象地域となる7都府県や海外に行ったこと等の有無を確認し、必要があれば「相談窓口」につないでください。